

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十四日

東京都世田谷区奥沢二丁目八番二号

ゴールドノット株式会社

代表取締役 金井 結

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月九日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十四日

京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町四六九番地一

株式会社森田

代表取締役 谷口三知子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

石川県小松市上本折町七一番地

三菱機器販売株式会社

代表取締役 中山加津美

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

名古屋市中区楠味鋤四丁目四〇五番地

株式会社ダブルエイチオー

代表取締役 渡邊 毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十四日

沖縄県那覇市久茂地三丁目二一番一号

株式会社ブレン沖縄

代表取締役 玉城 宏二

株式併合につき通知公告

当社は、株式五株を一株に併合することにしたので公告します。

令和八年三月二十四日

東京都千代田区東神田二丁目六番二号

NE東京株式会社

代表取締役 胡 正培

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアマロ・マロライが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月二十四日

沖縄県中頭郡西原町字千原一六六番地一

YASIN PTY LTD

日本における代表者 アマロ・マロライ

任意清算公告

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十四日

大阪府中央区南船場一丁目一一九長堀八千代ビル五F五I 未来社会保険労務士法人 代表社員 織田 達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金四十億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十日

掲載頁 二〇九頁(号外第八十一号)

令和八年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジスホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年九月五日

掲載頁 六十頁(号外第二〇一号)

令和八年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジスホールディング特定目的会社 取締役 北川 久芳

取消公告

令和八年二月二十六日(本紙第一六五四号)掲載の合併公告を取消します。

令和八年三月二十四日

大阪府中央区南船場二丁目一二番八号

(甲) エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社

代表取締役 坂本 公昭

岩手県紫波郡紫波町大淵字南谷地七二番地一

(乙) 岩手液酸株式会社 代表取締役 樋口 貴哉